大阪府障がい者施策推進協議会

第２回 第６次大阪府障がい者計画策定検討部会

日時：令和７年７月１８日（金）

午後２時３０分から4時３０分

場所：大阪赤十字会館３０１会議室

■出席委員（五十音順、敬称略）

　河南町高齢障がい福祉課長　　　　　　　　　　　　　　　　安達　信介

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局次長　　　　　　雨田　信幸

四幸舎和会理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大﨑　年史

中小企業家同友会　全国協議会障害者問題委員会副委員長　　奥脇　学

大阪難病連事務局長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　尾下　葉子

大阪手をつなぐ育成会理事長　　　　　　　　　　　　　　　小田　多佳子

大阪自閉スペクトラム症協会会長　　　　　　　　　　　　　片山　泰一

大阪精神科病院協会　副会長　　　　　　　　　　　　　　　澤　滋

桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授　　　　　黒田　隆之

東大阪大学こども学部こども学科教授　　　　　　　　　　　潮谷　光人

大阪府視覚障害者福祉協会会長　　　　　　　　　　　　　　髙橋　あい子

大阪府身体障害者福祉協会会長　　　　　　　　　　　　　　寺田　一男

大阪聴力障害者協会会長　　　　　　　　　　　　　　　　　長宗　政男

四天王寺福祉事業団　四天王寺太子学園施設長　　　　　　　成澤　佐知子

大阪府社会福祉協議会　地域福祉部　部長　　　　　　　　　難波　志保

大阪府精神障害者家族会連合会　副会長　　　　　　　　　　堀居　努

大阪府医師会　理事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　前川　たかし

大阪狭山市福祉政策グループ課長　　　　　　　　　　　　　前澤　友紀

大阪府民生委員児童委員協議会連合会　副会長　　　　　　　山﨑　重彦

○事務局

定刻となりましたので、ただいまから大阪府障がい者施策推進協議会 第2回第6次大阪府障害者計画検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

障がい福祉室、障がい福祉企画課です。よろしくお願いします。

今回より新たにご就任いただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。

河南町高齢障がい福祉課長 安達委員です。

大阪狭山市福祉政策グループ課長 前澤委員です。

本日、大阪府中小企業家同友会 奥脇委員、大阪自閉スペクトラム症協会 片山委員、大阪精神科病院協会 澤委員におかれましては、ご都合によりオンラインでの参加となっております。よろしくお願いします。

現在、部会員の総数は20名であり、ご出席が19名と2分の1以上の委員にご出席をいただいておりますことから、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、事務局は障がい福祉室をはじめ、関係各課が出席をしておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。次第に記載しております通り、資料の1、２、3と参考資料が少し多くなっておりますが7点ございます。資料の過不足ございましたら、会議の途中でも構いませんので手を挙げていただきましたら事務局の方でご対応させていただきます。

なお、大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開しております。配布資料とともに、委員の皆様の発言内容を議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご理解、ご了解いただきますようお願いします。

次に、この会議には手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と、会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくりかつはっきりとご発言をお願いします。また、点字資料は墨字資料とページが異なります。本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮のほどお願いします。

それでは、以後の議事進行につきまして、黒田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○黒田部会長

はい。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

早速、議事を進めさせていただきます。はじめに本日の議題について、ご説明いたします。次第をご覧ください。一つ目は、第1回部会の議論の整理についてです。二つ目は、共通場面「地域を育む」についてです。三つ目は生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」についてです。

議題1および2について委員の皆様のご意見がありましたら、その後、時間が許す範囲で生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」についてご議論をいただく予定としております。終了は16時30分頃予定しています。委員の皆様には、議事の進行にご協力をお願いいたします。

では前回ご出席いただいた委員の皆様から、たくさんのご意見をいただきました。事務局の方でいただいたご意見を整理した資料を準備していただいておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

【議題１：第1回部会の議論の整理について】

○事務局

議題1について、ご説明いたしますの資料1をお手元にご覧ください。

第1回部会において、次期計画の構成等について、事務局案をお示ししたところですが、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえて、資料1の通り整理をしました。

（１）基本理念については、当初案のとおり「全てのひとが認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」としております。

（２）基本原則についてです。内容は当初案から大きく変更するものではなく、国連勧告を踏まえて権利にフォーカスして項目の並び替えをするとともに、共通場面「地域を育む」とのすみ分けの観点から、より包括的な視点に立った表現に修正しております。

（３）最重点施策についてです。点字資料は２ページ中ほどです。現行計画を大筋で継承しつつ、地域移行に関しては、本人の状況や意向を踏まえて「誰とどこで暮らしたいか」を選択できることが重要であり、多様な暮らしを実現するために意思決定の仕組み、施設や病院のり方、多様な生活場所の確保などを併せて議論することが必要であるとの観点から、「本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現」という表現に修正しております。また、点字版では4ページになりますが、就労支援の強化と専門性の高い分野への支援の充実は、現行計画を継承しつつ、強度行動障がい等、現行計画策定時からの変化について言及する必要があると考えています。

（４）共通場面についてです。点字資料は３ページ中ほどです。前回の議論を踏まえて、６つの施策の方向性を整理しました。詳細については、議題２で説明させていただきます。

【議題２：共通場面「地域を育む」について】

引き続いて、議題2になります。資料2をお手元にご用意ください。

第１回部会において、共通場面「地域を育む」の個別分野ごとの施策の方向性について、事務局案をお示ししたところですが、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえて資料２のとおり整理をしました。

大きくは６つの方向性に整理し、資料２ではそれぞれの方向性において、背景や計画に盛り込むべきキーワードを示させていただいております。

　一つ目、障がい者の権利保障です。障害者権利委員会による見解及び勧告を含めた総括所見の公表や旧優生保護法の違憲判断、成年後見制度の見直しなどの状況も踏まえ、現在の内容に加えて意思決定支援について言及できればと考えております。

二つ目、障がい者の虐待の防止や差別の解消です。点字資料は２ページです。養護者、施設従事者等による虐待件数が増加していること、障害者差別解消法の改正により民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されたことなどをはじめとして、基礎的環境整備や合理的配慮、施設コンフリクトなどについて言及できればと考えています。

三つ目、誰もが暮らしやすい環境の整備です。点字資料は３ページです。バリアフリー水準の底上げを図るために「大阪府福祉のまちづくり条例」の改正に向けた検討や、大阪・関西万博を踏まえ「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」の改訂の動きなども踏まえ、ハード・ソフト両面でのバリアフリーやユニバーサルデザインについて言及できればと考えています。

四つ目、情報保障及びコミュニケーションの推進です。点字資料は３ページ下の方です。いわゆる「情報アクセシビリティ法」や先月に可決・成立しました「手話に関する施策の推進に関する法律」も踏まえて、手話言語の習得や点字の学習、意思疎通支援、デジタルデバイドについて言及できればと考えています。

五つ目、障がい者の生活を支える人材の確保・育成です。点字資料は４ページ中ほどです。近年、府内の障がい者手帳所持者数が増加していること、障がい福祉サービス事業所における人材不足なども踏まえた福祉人材の確保に加えて、地域で相互に支え合うといった観点から居場所づくり、重層的支援体制整備事業について言及したいと考えています。

六つ目、地域の支援力の強化です。点字資料は５ページ中ほどです。

　障がい者計画の上位計画に位置付けられております「第５期大阪府地域福祉支援計画」の中間見直しの状況や各市町村の地域生活支援拠点の体制なども踏まえて、地域における支援体制の強化、事業所の質・量の確保、災害時の支援体制などについて言及していきたいと考えています。

以上が資料の説明となりますが、計画全体の構成および共通場面の方向性は、第1回部会のご意見を踏まえて、一旦、事務局として整理したもので、これで決定というものではなく、今後の生活場面のご議論をいただく中で、多数意見が出てくれば、おそらく、共通場面であったり、計画全体の構成のところにおのずと関わってきますので、そういったご意見なども踏まえながら最終は整理させていただき、その可否をいただくというような流れになります。これで決定というわけではなく、一旦の整理という前提で、本日はご議論いただけましたら幸いです。

事務局からの説明は以上になります。

○黒田部会長

はいありがとうございます。

議題1と議題2とまとめて進めていきたいと思いますけれども、ただいまの説明に関しまして、ご意見やご質問などありましたらお願いいたします。

事務局の方でかなり時間をかけて検討されて、とりあえずこの形で進めていって、最終的には次回、次々回も含めて、ここに戻って修正の可能性はありますけれども、一旦はこの形でいかがかなということだと思います。ご意見ありましたらお願いいたします。

○委員

まずは、前回に伝えさせていただいたことを踏まえて、資料1（３）最重点政策のところで、多様な暮らしという言葉や、意思決定の仕組みという言葉を入れていただけたのと、専門性の高い分野への支援の充実というところに、強度行動障がいを言及するというふうにしてくださったことに対しては非常にありがたいと思っております。

資料2の方なのですが、これも順番がとてもよくなったかと思っております。意思決定支援ということを考えても、今、日本が置かれている権利を保障していくということを進めるということを考えても、一番に権利保障がきたことはとてもいいかなというふうに思っております。

資料2の⑤障がい者の生活を支える人材の確保・育成というところと、⑥地域の支援力の強化というところが、私としてはちょっと混じってしまっているのかなというイメージを受けました。⑤障がい者の生活を支える人材というのは、専門的な知識やスキルのある方たちのこと、⑥地域の支援力というのは地域住民の方も含めての行政も含めてのことなのかと思ったときに、例えば重層的支援体制整備っていうのはどちらかと言うと⑥ではないのか、あるいは⑥にある地域生活支援拠点や事業所の質・量の確保は⑤ではないのかなというふうに思いました。

地域生活支援拠点というのは、設置が始まって、一定の時間が経ちました。各地域で内容が様々なのですけれど、最初はそういうところが1ヶ所できるということに当事者としては期待していたのですが、どうやら1ヶ所できても、その役割は果たせない。そうではなくて、元々ある支援者の力を繋いで、みんなでいざという時には動きましょうという仕組みづくりということになってくるんだったら、そのときに動く方たちあるいは、拠点等の中の機能を果たしていく方たちは専門職の方になると思うので、地域の力を上げるというよりは、専門職の力を上げて作っていくとした方がいいのかなと思ったりしました。

最後に、共通場面の並びはとてもよくなったことや、基本原則も新しい計画に合うような表現になったということを考えたときに、次の議題３「地域やまちで暮らす」が出てきたときに、非常に違和感がありました。現行計画の生活場面の並びで言うと、Ⅰ「地域やまちで暮らす」、Ⅱ「学ぶ」、Ⅲ「働く」、Ⅳ「心や体、命を大切にする」、Ⅴ「楽しむ」、Ⅵ「人間（ひと）として尊厳を持って生きる」という並びになっていますけど、ここで共通場面の並びとかを見ると、Ⅵ「尊厳をもって生きる」というのを一番に持ってきて、まずは権利保障のところをしっかりと生活場面でもやった上で、暮らしの場であるとか学ぶっていうふうにした方がいいのではないかなということを感じました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

全部繰り返しませんけれど、まずは本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現というその書き方や表現方法っていうのが、前回の会議では、今日的な先に進んだような発想で、計画を作っていったらどうかということでした。以前でしたら、住み慣れた場所というのがよく使われた表現だったのですが、そうではなくて、意思決定支援を踏まえて本人の意向というのが一番先に出てきた上で、あとは多様なというところに、施設入所、グループホーム、一人暮らし、その他何か可能性もあるんじゃないかというような新たなものも含めたような意味合いで書いていただいたのかなというふうには思います。多様な暮らしの実現の対象としては、強度行動障がいのあるような方も含めて全ての方が対象となるようなというふうな考え方で、変えていっていただけたらと思います。

資料2の⑤、⑥のところで、資格を持っていたりとか福祉や障がいについて勉強されていたりという意味の専門職の人材と、障がい者福祉の専門職ではないけれども地域での生活を支える様々な人材という意味で、少し混同されている部分もあるかということで、整理されたらどうかという意見かと思います。

最後に、現行計画では、最後のところに尊厳の話が出てきていまして、生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」の内容というのは、最初の方に持ってきた方が読みやすいのじゃないかなということかと思います。

事務局の方からまた後で説明いただきますが、現行計画を策定するときに、前回の会議でもお話したのですけれども、生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」に関しては、当時、津久井やまゆり園の事件が起こった後であったということや、大阪府下で虐待の事件があり報道されたり、対応に追われたりということがあり、私たちの中でもかなりその内容が重要な項目だということで、後の方で追加した形になりました。

最後に生活場面Ⅵということで加えたような形になっていますので、今回その内容が不必要になったというわけではなく、その内容も含めて、前の方の共通場面あたりに持ってきてはどうかという話だと思いますが、それはそうかなと思います。事務局どうでしょうか。

〇事務局

はい。ありがとうございます。障がい福祉企画課です。第１回の会議から貴重なご意見ありがとうございます。今回、それを整理した資料をお示しさせてもらったところですけれども、最後にいただいておりました並び替えのところ、部会長からも説明ただきましたように、当時のショッキングな事件を受けて、追加した部分というところもありました。この部分というのは、障がいの当事者の方の生活場面に着目した話かというと、それよりも、障がいのある人もない人も誰もが常に心に留めておかなければいけないということも、委員のご意見を伺いまして感じたところです。そのような趣旨であれば、どこに位置付けるのがふさわしいのかというのを改めて事務局の方でも整理をさせていただき、次回以降の会議の際にお示しをさせていただいて、皆様からご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

もう一つ、資料２の⑤障がい者の生活を支える人材の確保・育成と⑥地域の支援力の強化の部分で、整理が明確にできていないのではないかというご指摘なのですけれど、専門性をお持ちの方と専門家ではないけれども地域で支えてくださる方々というのがグラデーションのような形で協力し合っていただきながら支援するのが、これから目指していくといいのかという思いもございまして、そういった観点にも立ちながら、人材育成と地域の支援力の強化というのをどのように考えていくか、改めて整理、検討させていただき、最終まとめてご提示させていただいて、ご意見いただけたらと思います。ありがとうございました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。他の委員の方でもいかがでしょうか。

○委員

資料1、２についてご説明いただいて、大きなところでないのですけど、先日ある精神障がいのある方とお話をする機会があって、今日の話と共通すると思ったので、その紹介をしながら、議論に参加をしたいというふうに思っています。あえて言うならば、基本理念や差別の解消というところに繋がることになると思います。

日曜日に参議院選挙が行われるっていうことであって、マスコミ報道もされていますけれども、外国人に対する差別的な言動や生活保護の利用について様々なデマが流され、障がい関係でいうと、そもそも発達障がいなんてないのだというような、そういう演説が振り撒かれていている。政治的な主張をどうするかは本人の考えることなので、そのことに何か言うつもりはないのですけれど、やっぱりそういうふうな演説を聞くと、非常に息苦しさや辛さを抱えるという方はたくさんおられると思うのです。私がお話をした精神障がいがある人も生活保護を利用されているのですけれども、このまま利用していいのか、生きていていいのかみたいな不安を感じられているのですね。そういう方が実はたくさんおられるのではないかというふうに思っています。

この計画が障がい者計画ということで、誰が主体かと言ったら、障がいがあるご本人さんであるわけなので、その方々にきちんとあなたの尊厳を守ってしっかり生きていいですよというメッセージを出さないといけなんじゃないかというのを強く思ったのです。そういうことが伝わるということが大事かなというふうに思っています。

そういう意味で言うと、それに関連してくるのですけど、前回もお話しましたが、どうしても制度の谷間にあったり、馴染めなかったりという人たちがどうしても出てくる中で、そういうところに光を当てられるというような、目を向けられるようなということが、全体としては本当に必要なんじゃないのかというふうに思っていて、そんなことを考えて来させてさせていただきました。以上です。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

共通場面と基本理念に関するお話だったかなというふうに思います。先程の一番後ろにきている、生活場面Ⅵ「尊厳を持って生きる」のあたりの話と、ヘイトというかそういう方を責めるような意見というのが公然と発言されている状況という中でしんどい思いをされている方たちへのメッセージというようなものも、合わせてどこかに書いておけたらなとは思います。ありがとうございます。

制度の谷間ということで、制度の谷間なので制度で対応できないということで、行政としては対応が難しいところもあるのですが、そういう方たちもいるのだっていうことをしっかりと認識できるようなことをしっかりと書いて、その人たちのことも私たちは考えているのだっていうようなことを示せたらいいかなと思います。事務局いかがですかね。

○事務局

内容は、おっしゃる通りだと思って拝聴しておりました。今いただいたようなお話も踏まえて、今後の整理をしたいと思います。ご意見ありがとうございました。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○委員

今の事務局のまとめを聞かせていただいて、どこにも載ってないから、どこで話したらいいのかわからないので、前から考えていたことをここで話してしまおうかと思います。自分は中途障がいで、20年前に線維筋痛症がわかって、動けなくなり、仕事を辞めた。障がいを持って、一番困ったのはお金でした。医療費とか、仕事を辞めて家庭の収入が半分になって、生きていく上での経済的な不安が自分の身体にも心にも悪かった。医療費を削るために、頑張って薬を減らしてみようと変な工夫するなど、そういうことをずっとしてきた。

大阪府障がい者計画だから仕方がないと思いつつも、やっぱり障がい者と貧困・お金の問題がどこにも出てこないというのが、委員に就任してからずっと気になっていて、そこがどこに入るかわからないし、どう入れたらいいのかわからない。例えば、地域の支援力の強化とか生活を支える人材の確保というところにお金の相談に対応できる人材を確保したり育成したり、とかどうでしょうか。

例えば、障害年金の申請書を作ることを自分でできずにたらい回しにあって、頑張って申請しても不支給になったという話をいっぱい聞きます。高額療養費の問題でも今国の施策として検討中ですが、がんの患者とか、難病の患者とか継続的に医療にかかる人たち、命を維持すること自体にお金がかかる人たちの尊厳というのは本当にお金に左右されてしまうという実感を持っています。本当は、この大阪府の計画に、独自の医療費助成などの現物給付とか、国に障害年金を上げてもらうようにもっと強力に働きかけるとか、生活保護の引き下げには最高裁の判決をきちんと守って慎重になってもらうとか言いたいところです。その辺の危機感があるので、そこまで踏み込めなくても、地域のどこかでお金のことを相談できるというだけで全然違うような気がする。

どこにこの視点を反映できるのかが難しいのだろうとは思います。重層的支援体制にお金のことなんかも関わってくるのかもしれないし、自立支援協議会の中で医療費のこととかお金のことで困ってくる人が出てくるかもしれない。現実に障がいのある人が慢性的に抱えている経済的な不均衡というのがある中で、どうやって尊厳を保持して生きていくのかという支援や工夫というのを大阪府独自の施策とかこのような障がい者に対する支援計画に反映できないのかとずっと考えています。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

重要な問題だと思います。障がいのある方で一人暮らしや、世帯分離して自分だけで経済的にやっていこうと思ったら、なかなかしんどいところもあり、結局、生活保護を受給して暮らされている方もいますけど、そうなると最低基準の生活になってしまう。

障がいのある方が自立生活運動とかの意味で自立して生活すると、最低生活になるというのはずいぶん昔からの課題ではありますので、その辺りのところも含めてかと思いますが、事務局どうでしょうか。貧困は状況で、それに対して所得対策とかがあると思うんですが、何らかの形で入れるとすればどこかというのはありますか。

○事務局

はい。ご意見ありがとうございます本当に深刻な問題であることは理解しているのですけれど、地域で安心して暮らしていくというのであれば、そのために必要な経済的な基盤が欠かせないっていう趣旨かなというふうにお聞きしておりました。地域で安心して暮らすというところはもちろん、働くというところにも繋がってまいります。言っていただきましたように相談にのることができる人材を育てていくと、あらゆるところに繋がってくるのだなというふうに感じながらお聞きしていたところでした。いただいたようなご指摘も踏まえて今後の構成も考えていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○黒田部会長

その他、いかがでしょうか。先に進めてから、また戻ってくる形でもよろしいですか。

では、まずいただいたご意見を、事務局で整理してどのようにしていくかっていうのを次回にでも説明いただけたらと思います。

では議題３、生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」について説明の方お願いいたします。

○事務局

事務局、障がい福祉課です。議題3について説明させていただきます。資料3をお手元にご確認ください。

現行計画に記載されている内容のポイントを整理した資料になります。現行計画においては施設入所者の重度化・高齢化、「8050問題」や「親なき後」を背景とした長期入所や長期入院となっている実態、入所施設や精神科病院の地域に向け開放する必要性などの課題に対して、（１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす、（2）地域における障がい者等への支援体制について、（３）地域で暮らし続ける、（４）まちで快適に生活できるといった個別分野およびそれぞれの施策の方向性を示しております。

参考資料4をご覧ください。先ほどの資料3は現行計画の内容を記しており、参考資料4は、現行計画が令和3年度から進んでいますけど、その間の実績どうなんだというところで、令和3年から令和5年度までの地域移行等の成果目標の実績や目標達成率、評価や分析が記されているのと、資料の後段は、平成28年度に実施した生活ニーズ実態調査の結果と分析状況を取りまとめております。

その後に、参考資料５を新たに追加させていただいておりまして、府内の障がい者支援施設85事業所に対して調査を行い、6月30日時点で81事業所から回答をいただき、回答率95％ということで100％ではないですが、現時点での調査結果の概要をお示しさせていただいております。

事業所の職員に聞いているというよりは、入所されている方のご意向と施設の職員さんに対象の方が地域移行できるのかできないのか、課題は何なのかというようなことを聞いています。府内に立地する事業所を対象として3,834人の方に答えていただいており、他府県から入所されている方も含まれているのと、調査の内容によっては府内市町村が援護の実施者である方のみに聞いている項目もございますので、回答している方の人数が違ったりしてきております。入所期間や障がい種別等の基本情報や、希望する生活の場とか、本人のご意向に加えて支援者から見て、地域移行が可能か、何が課題なのかというところです。

これらの資料も参考にいただきながら、資料3に記されている現行計画の記載内容に関するご意見や、現状の課題、また一定の取り組みが現行計画に書かれていることから進んで評価できているから次期計画においては次のステップに進んだらいいのではないかとか、現行計画に書かれてない内容でこういったところを言及すべきではないかなど、多方からご意見いただけたらと思っています。忌憚のないご意見よろしくお願いします。

事務局からの説明は以上になります。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。では、ご意見いただきたいと思います。

今日は特に順番とかはありませんので、どなたからでもお話いただけたらと思いますが、いかがでしょう。質問等でも構いません。

○委員

まず、入所施設から退所して暮らすところです。昨年度、大阪府の地域生活推進事業を知的障害者福祉協会が受託させてもらっています。そこで、地域移行に関する調査を入所施設、グループホーム、相談支援事業所にしています。入所施設は65の入所施設か調査に協力していただきました。すごく支援困難な利用者の方が生活されているのが実態です。この3年間で施設を退所された方、移行先は病院やお亡くなりになるとか、グループホームで生活される方もおられるのですけども、数字的にはそんなに多くはないというのが実情です。

地域移行に関して、７割の施設が家族や本人に説明を行っています。地域移行が進んでいかない理由の一つに、利用者の意思が確認できないのもありますが、家族の同意が得られないということが挙げられています。その理由は、本人の特性にあったグループホームがないということが一つ、入所施設の方が安全で専門的な支援を受けられること、地域で生活したが合わなかった時にどうしたらいいのかというもの。入所施設を運営している立場では、新しく待機している人を入所させていかないといけないので、戻ってくる部屋がないということになるので、その辺に非常に不安があるということを言われます。これから家族や本人に説明する場合は、今のようなことも含めて地域移行について説明していきたいと思います。

（２）地域における障がい者等への支援体制の中で、福祉型障がい児入所施設の運営についてあるのですが、前回の計画では、年齢超過児を成人期に移行をしていくことが謳われていたのですが、この２・３年でほぼすべての方、年齢超過がなくなりました。どこに退所したのかと障がい児入所施設の施設長に聞くと、ほとんどがグループホームで、施設が自分の法人で立ち上げたグループホームで生活しているのが実情みたいです。間違っていたら修正してください。

　今の児童の入所施設で問題になっているのが、知的にはIQ60前後くらいで少し高い方が入所されていて、愛着の問題とか、トラウマを抱えた、今までとちょっと違った支援が求められる方が多くなっているというような報告を受けている。その辺り、専門的な勉強を全員でやっていかないといけないという実情もあります。

もう一つ問題なのが、児童養護施設とか、児童自立支援施設でも療育手帳を持っておられる方がおられるので、福祉型障がい児入所施設との線引きみたいなのは、どうしていったらいいかという悩みは、聞こえてくる。それもちょっと今後の計画に触れてもらいたいと思っています。

　グループホームのことも調査しました。グループホームというのは非常に報酬単価が低くて、稼働率100％でないと運営できないのです。この調査で、稼働率90％以上あるところは、社会福祉法人が運営しているところで60％ぐらい、ＮＰＯや株式会社が運営しているグループホームでは40％でした。株式会社とかで運営するところは非常に苦しいというようなことがうかがわれるのではないかなと我々は思っています。

新規開設予定についても調査しました。社会福祉法人でこれからグループホームを運営しようかと思っているのが23.7％と低い。株式会社は41％と少し意欲的。稼働率の問題とか考えてくると、どのように運営していくのかという心配もあります。開設予定がない理由は、今以上の事業拡大は考えていないのと、世話人の確保が非常に困難であること。世話人の年齢が70歳を超えている人もたくさんおられる。そんな方々の力を借りているという状況となっております。

相談支援体制の強化のところについて、計画を担当者が利用者本人の思いを理解できていない。家族の思いが優先されて、計画してしまうという悩みを持っておられる。その悩み解消するのは、アセスメントの力をどのようにつけていくのかということがとても重要となってくると思っている。今、大阪府の方で地域生活促進アセスメント事業というのをやっておられて、そこに８名ほどの方がおられて、その方々がどのように大阪府下の相談支援事業所にノウハウをどのように広げていけるかいうことも重要になってくる。それも次期計画に載せてほしいと思っています。

○黒田部会長

はい。ありがとうございました。

入所施設から地域移行に関する課題と福祉型障がい児入所施設でこれまでとは違った支援が必要な子どもが入所してくるようになってきていることへの対応と合わせて児童養護施設の関連性であるといった課題、相談支援体制のことについてご意見をいただきました。

委員が相談支援体制に詳しいと思いますので、ちょっとご意見いただけたらと思います。

○委員

大阪府自立支援協議会で相談支援部会、ケアマネジメント部会を担当させてもらっていますので、少し追加でさせていただきますと、さっき言っていただいたように、アセスメント事業ということを行っております。まだ完成ということではありませんが、そういったような視点というのはぜひ入れて反映していただきたいなというふうに思っております。

また、地域移行に繋がるような取組みの事例もガイドラインのような形で、紹介しておりますのでそういったようなものも、ぜひ計画に入れておいてもらえたらというふうに思っております。

相談支援ではないのですけど、障がい児の方で先程の意見に少し足させていただきますと、障がい児入所施設の年齢超過児が障がい福祉サービスに移行するということが書かれているのですが、一方で障がい児入所施設では、社会的養護の子どもたちがたくさん入所している状況でして、社会的養護については、入所年齢を撤廃するということが出されております。そういったところの関係性にも触れながらここは記していく必要があるかなと思います。障がい児の施設に関しては、専門特化した支援ができる、短期的な支援ができる、小規模化ということも謳われていて、やっぱり愛着であるとか、専門的な支援というところが、今後入所してくる子どもたちには欠かせないので、そういった視点も含めて入れていく必要性があるなと思っております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

委員もお考えがあると思いますが、お願いします。

○委員

障がい児入所施設は子どもの施設ですので、障がい福祉のサービスではありますが、家族の状況、成育歴などにより措置というような対応をしております。全体的にも措置が7割、6割といった施設が多く、先ほどの説明の愛着障がい、トラウマなど虐待を受けているケースが7割ぐらいになっています。その他の子どもも全く何もなかったわけではないのですけれど、そういう子どもたちが社会に出ていくということの大変さに加えて、乳児院や児童養護施設からの施設を移行してくるといった中、18歳で児童が施設を退所する頃には、一体どこの援護元がこの子どもに関わってくれるのかという課題も加わってきます。病院から直接乳児院、そして、子どもの入所施設にといった場合に、もう行方がわからなくなっている親御さんがそのときに住んでいた援護元を探して、その子の将来のための家探し、それから日中活動の場所探しを手伝ってくださいということを、やり取りをするということでとても手がかかりますし時間もかかります。

合わせて、市町村によっては18歳の成人後でなければ給付が出せないと関わってくれないところもあり、大変困っているというような状況もあります。そうなってくると、親御さんとの関わりが薄い、どこにいるかわからないという状況のケースもたくさんありますから、子どもたちにとってはどこに住むのか、何が地域なのかというのが本当に重要になります。

　もともとの家の近くを選ぶというよりは、障がい児入所施設の近くで助けてもらえるようにと住む場所を探すというケースもあります。そうすると、例えば、援護元が施設と遠方の市町村となる子どもが退所後は施設の近くで住みたいとなった時に、援護元のケースワーカーは、まったく土地勘がなく、「住む場所も働く場所も自分たちでは探せないので、施設で探してください」といったケースは本当にいっぱいある。

　それから働く場所と住む場所にベストマッチングというのがなかなかありませんので、どこに住むか、どこで働くか。働くことに夢や希望を持っている子どもが「こんな仕事がしたい」と言っても、田舎の方には、そんな場所がたくさんあるわけではありませんので、いまは高校１年生くらいから将来に対しての取組みを進めていかないと、退所に間に合わないというような状況になっています。

　それと成年後見制度の問題があります。未成年後見制度を利用している子どももずいぶん増えてきていますが、成人になると成年後見制度に移行していかなければなりません。その手続きに必要な検査費用や医師意見書の費用は健康保険制度を使えるわけではないので、実費負担となります。一人当たり、成年後見制度に移行する際に新規で申請すると３から５万円くらいかかる。この費用は誰が負担するのかとなり、本人に貯金があるわけではないので、そういったお金の課題なんかもあります。

　円滑に移行するために、どこが中心になって、どういうことをするのか、市町村により偏りがあまり出ないようにということは、本当に心の底から望むような状態になっております。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

より具体的に課題がわかったかなというふうに思います。事務局の方で今までのところで何かあればお願いします。

○事務局

　非常に多岐に渡る課題を教えていただいたところで、ありがとうございます。一つひとつについて、今の時点で答えを持ち合わせていない部分もありますが、かねてからお伺いしている課題もございました。その辺りは事務局で整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○委員

今、委員の方から成年後見制度の話とか援護の実施の話というのが出てきましたので、市町村の立場からお話をさせていただきたいと思います。

管内に大きな精神科病院が2か所ございまして、やはりいろんな市町村からそちらの病院に入院されるようなケースが増えてきているように思います。例えば、精神科病院を探すシステムの中から病院選定されて、救急入院される方も増えておりまして、長期の入院となる方もおられる。例えば、手帳の更新や、生活保護の支援を受けたいということで、援護の実施がどこかはっきりしなくなるパターンが相当増えてきております。元々どこに住んでいたのか、どこの市町村で生活保護を受けておられたのか、どこの市町村が発行した精神障がい者保健福祉手帳や療育手帳をお持ちなのかということによって、以前のところに相談をかけても、「うちに住民票がないのでわかりません」とか、「今までの住んでいた履歴がわからないのでわかりません」、「病院があるところでやってください」みたいな感じで、結局は病院がある市町村が最後は対応するというようなところもございます。

あと成年後見制度に関しまして、他の市町村の施設へ入所されている方、特に有料老人ホームとかで居住地特例が適用できなかった場合に、「転居したけれど住民票がそちらにあるから、援護の実施者として成年後見制度を利用してください」みたいなことも言われる。声の大きい自治体にどうしても押し負けてしまうようなことも多々がありまして、「今回はうちでやりますけれども、次回はそちらでお願いします」と約束を取り付けても大きい自治体は聞いてくださらないというような実態がある。特に精神障がい者保健福祉手帳とか障がい者入所施設を利用するときに、居住地特例の制度をもう少しきちんと決めていただけると大変ありがたい。

あと、権限委譲されているので、「市町村で判断してください」というのもよく言われるのですけれど、市町村はかなり困っている状態で相談をかけていることが多いので、市町村としては、障がいのサービスとか、支援を一生懸命やっているつもりなので、ご協力いただけるとありがたいなという印象を持っております。以上です。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。事務局どうでしょうか。

○事務局

現状の率直なご説明をいただきまして、ありがとうございます。

委員からお話がありましたように援護の実施者がなかなか決まらないというお話はいろんなところでお伺いするお話でして、そこに対して、できることできないことはあるのですけれども、当事者の方からすれば、切実な問題であるということは認識しております。そういったところを計画にどう反映させるかというのは、いま見えてはいないのですけれども、本当に現場の率直な課題をお聞かせいただいたなと受け止めております。ありがとうございます。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

いろいろ考えていただけるという感じだったかなというふうに思います。

○委員

まず、事務局に質問したいのですけれど、参考資料を見させていただいて、非常に興味深いなと思ったのですけれど、これは結果の概要なので、今後、報告書としてまとめられて公表されるかというふうに思うのですけど、どのような予定になっていますか。

それと、資料3に関わって、6月26日に社会保障審議会の障害者部会で、第６期障害福祉計画の成果目標と実績と第７期障害福祉計画の成果目標が示されていると思います。もちろん、ここで福祉計画を議論するところではないというのはわかってはいるのですけれども、入所施設に関すると全体的な削減目標というのが示されているというふうなことで、我々が議論するにあたっては、動向とか取り扱いを一定程度加味しないといけないのかなとイメージを持っているところです。その辺りはどう考えていったらいいのか、事務局なりの考え方を教えていただきたいです。多様な暮らしの実現ということを示している中で、そこだけ減っていくっていうのは、やっぱりそこを希望されている方からすると、なんか違和感があるのではないかなというふうにも思ったりしています。そのあたりは我々としてもしっかり考えるべきかというふうに思いました。

改めて、現行計画の生活場面Ⅰの内容を見させていただいていて、単純に思うのですけれども「地域やまちで暮らす」と書いている、地域とまちというのは何が違うのだろうというふうにも思いまして、普通に僕らは使っているのですけれど、一般の方が見たら、地域とまちは何が違うのというふうになるし、実際に個別の施策の方向性の最後の部分に「まちで快適に生活できる」とあって、ここに書いている、大規模災害とか安心な環境整備というのは、地域に必要なのではないかと思うのですけど、その辺りの整理というか、考え方をきちんと定めていく必要があるのかと思っています。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。事務局の方で質問に回答いただけたらと思います。

○事務局

生活基盤推進課です。

ただいま、委員の方からご質問がありました、入所施設利用者への意向調査につきまして、今回は参考資料５として概要をまとめさせていただいて、お示しさせていただいておりますが、調査結果の全体版というのも作成しており、そちらにつきましては、昨日、市町村および各施設にお送りさせていただいております。今後、公表する予定にしております。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。では、もう一つの入所施設のことをどうしていくか、多様な暮らしの中で、入所施設だけが減っていくかどうかという話もあったと思います。

○事務局

障がい福祉企画課です。委員がおっしゃられている、国で検討が進められている次期福祉計画の成果目標をどうしていくのかという動きにつきましては、事務局の方も会議を傍聴しながら動向は気にしているところです。おそらく、年を超えるか超えないかくらいに何らかの方向性は見えてくると思います。大阪府の障がい者計画は障がい福祉計画と一体で策定しておりますので、国の動きは踏まえていきたいというところです。また、現行の福祉計画においては、国の基本指針に基づいて、大阪府の基本的な考え方を作成しているものの、国が示す数字をそのまま大阪府が採用するというより、大阪府の状況を踏まえながら目標値を設定しておりますので、国が大幅に数値を下げるから大阪府が下げるのかというと、それは大阪府の状況を見ながら、また福祉計画の内容については親会である施策推進協議会で議論させていただきながら策定していくものだと思っております。国の内容を踏まえて事務局が勝手にバサッと決めるわけではなく、もちろんこのような場で協議させていただきながら検討をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○黒田部会長

　はい。ありがとうございます。

入所施設についても気になりますけど、自立支援協議会等でもいろいろ意見出していまして、入所したらずっとそこで住み続ける施設ということではなくて、循環型というのですか、あるいは生活に困っていてどうしても入所施設で暮らさないといけない時期もあるので、その時は入所施設を利用するけれども、その先には地域に戻るということを前提とした入所施設の利用の仕方みたいなことを提案するような文章が既に整理されていますので、そのあたりも参考にしながら整理していけたらと思います。

あと、地域とまちの違いというところについてはどうですか。

○事務局

障がい福祉企画課です。事前説明で皆様とお話させていただくと、そもそも地域とは何かというところからまず立ち返らないといけないかなと思っているのですけれど、生まれ育ったというところというより、むしろその人が自分の意思で選んで生活する場所というところがおそらく地域なのだろうと。それが読む人によって捉え方が違ってくるというのではなく、考えを整理しながら、また、地域とまちは何が違うのかというのは、地域は自分が選んだ場所に対して、まちというのは、いわゆるお出かけする先など、社会全体という意味で広い範囲での表現ではあるのです。そこがわかりづらいということについては、ご意見参考にさせていただきながら、今後検討していけたらと思っています。よろしくお願いします。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

私もわりと同じニュアンスを思いました。地域はやっぱり繋がりがあるというような、そこに住んでいて、支援者であったり、近所の方であったりとか学校であったり繋がりがあるイメージで地域。まちというと、大阪ぐらいでもあちこち出かけたりとか、日頃は関係ないけどご飯を食べに行ったりとか、習い事に行ったりとかという、常にいる場所じゃないけれども、どこへ行ってもちゃんと参加ができるようなまちというようなイメージを持っています。また、整理をしながら文章を作っていただければと思います。

○委員

　こども家庭庁が今後の障がい児施設の検討もされているので、そこも踏まえながらの話になるとは思っております。

しかし、ここから先の６年間の計画というのを考えた時に、現行計画を作っていた時と今とで状況が変わっているところはしっかりと押さえないといけないと思っております。

地域移行というのは、20年ほど前に、施設を出ましょう、地域で暮らしましょうということになり、知的障がいの保護者立場で言うと、若い保護者からすればありがたいことでも、年齢が上の世代は、せっかく施設を作って、入所させたのにという話だったわけです。その時に積極的に取り組んでくださったおかげで、地域で生活されている方がたくさん出たことは感謝しています。今、ピタッととまってしまったのは何故かと言うと、重い方が残っているということもあるのですが、やはり年齢が大きいと思っています。長い間施設で生活された方たちにとって、地域に出るという意味が20年経てば変わってきて当たり前だということが１点です。そうなると高齢化という文言を載せられていますけど、もう終末期に入ってくるような方もおられると思いますので、そこをどう捉えるかということ。

もう１点は、逆に入所施設の人数を減らしましょうとしてきたわけですが、それで地域で私たち当事者家族が生活を健やかにできているのかというと、私は正確な数字は知りませんが、入所施設を待ってらっしゃる方は、今、大阪府でどのぐらいいらっしゃるのかという問題です。

絞った分だけ、ただ家族に押し付けて、我慢させて、親が亡くなるとか、本当にとんでもないことになってから、施設に入れてもらえるみたいなものがあります。このくらいでは無理よみたいな。どうして、親が入所施設を選ばなければならないのか。今の話を本当に何も知らない人が聞くと、親はみんな入所施設に入れたい、出てきてほしくないというふうに捉えられてしまうと思うのですけど、私が知る限り、入所施設に行くときに泣かなかった親はいません。みんな、自分が子どもを見捨てて、ひどい親なのだという罪悪感を持ちながら施設に入れるのです。そこまでどうして親を追い詰めるのでしょうか。そこから取り組まないと、いくら施設に入るなとか、出ていけと言っても家族は受け入れられません。家族が嫌がっているのではないです。安心できる地域になっていないのです。

私の住んでいる自治体では、この5年でグループホームは100軒増えたそうです。それでも入れるところがないというのはどういうことか。支援のしやすい障がい者しか受け入れないから。本当に親が必死で育ててきた障がい者がどうしてグループホームに入れないのか。こういった問題から今回は考えるのだと、安心して地域で支援してもらう体制の構築を入れていかないと、地域に出ていけだけでは、次の問題が噴き出します。そこは必ず入れていただきたい。そこには必ず、居宅介護とか訪問系の支援がなければ、いくら安定して家に戻ってきても支援や介護がいらないわけではないですので、安心して家庭生活が送れる訪問系がいるのに、いま訪問系は極度のヘルパー不足で、ヘルパーさんの時間に合わせて依頼をかけないといけない。来てほしい時に来てもらえるようなサービスになっていない。こういった課題があるということを書いておかないと、施設がいいと言っている障がい者と帰って来てほしくない家族の人たちだけが悪いというように書かれるのは非常に腹立たしい思いがあります。本人の意思に従って、住みたい場所に住ませてあげたいのです。でもそこは安全ではないのです。そこを押さえていただきたい。

そこに関わってくるのが、相談支援です。現行計画を改めて見ると、相談支援の人員不足、経営の安定化が必要、質と量とか、主任相談支援専門員と6年以上前に書かれたわけですよね。まったく、現実化されていないのではないでしょうか。何故かというと相談支援の質が悪い。良い相談支援専門員もいるけれど、仲間の中には相談支援専門員に相談できないと嘆く人もいます。そこを書かないと次にはいかないと思うのです。計画に書かれていることが全くできていないということは言いたい。

違う観点で、最後の「（４）まちで快適に生活」できるというところに、鉄道のこととかは違和感なかったのですが、災害時のことが書いてあります。これが、生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」のところにも、安全安心を確保するというのがあって、私はかぶっていると思うので、もし先ほどの私の意見を参考に、尊厳を持って生きるということを頭に持ってきて、防災関連の障がい者の生命も守るということを書いていただいたら、ここにわざわざ入れる必要がないのかなというように思いました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

全てを繰り返すことはできませんが、生活の場所としては、入所施設でなければグループホーム、グループホームも足りてなくて、比較的に軽度な方が先に利用している。そして、結局は家族、親と暮らしている障がいがある方が今でも一番多いのではないかという。そのまま年齢を重ねていくと、親も子どもも高齢化して、大変な状況になる。おっしゃる通りかなと思います。

相談支援の質ということ、私の地元でいろいろと関わったりしていますが、障がい福祉の業界に急にすごく立派な人材がたくさん入ってくるってことはすぐには無理なので、やっぱり、今いる方たちと一緒に頑張って高めていくということをやっていく必要があるのかなというふうに思いますので、頑張っていきたいなと思います。

事務局の今のお話で何か回答できることありますか。

○事務局

生活基盤推進課です。ご意見いただきありがとうございます。

入所施設の待機者について、待機者実態調査を令和5年度から実施しておりまして、令和6年度末は府内全体で1,233人いらっしゃいました。大阪府で市町村に対して待機者実態調査を実施していこうと思った背景としまして、先ほど黒田部会長からもお話ありましたように、自立支援協議会で提言が出されまして、「地域における障がい者等への支援体制について」という提言に基づいて、入所中の方だけではなく、待機者へのアプローチが必要ということがございまして、提言の内容を踏まえて、現行計画の中間見直しの時にも盛り込ませていただきました。それにあわせて待機者調査であったり、グループホームの質の確保であったり環境整備あるいは相談支援体制、先ほどの地域生活アセスメント事業等もそうですけれども、そういった取組みを今進めているところでございます。

この提言を踏まえて支援体制をどういうふうに進めていくのかとていうことにつきましては、相談支援体制、地域の基盤整備も含めて、今後の計画に盛り込んでいけるように検討したいと思っております。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

今、話聞いてですけれども、この計画の中で、障がいのある本人を中心にということもそうなのですが、ご家族がどのような状況にあるのかということも、その視点でどこかに何か書いておくというのも重要かというのは、今思いましたので、ご検討していただけたらと思います。

○委員

私の方からですね、2点お話させていただければと思います。

まず1点目は今、委員の話ありました、同じような悩みや相談を府下8,000人の民生委員、児童委員さんが活動していただいているのですがが、そういう声もよく聞いております。昨今、多い相談は子どものこと、障がいとか、相談件数が増えてるというのは実感として思っています。

その中で2点ほど。一つは、障がい児が非常に多くなっている。皆さん、広告を見ていただいても放課後等デイサービス、実際に担当している12小学校に時間になったら、放課後等デイサービスの車が並んでいる。これが実態です。学校も子どもたちが行っている地域の大事な場所になります。計画の中に実態として、こういったこともあると。データとしては教育委員会が持っていると思いますので、こういったところの情報収集もぜひお願いしたいというのが１点です。

　２点目は、「（３）地域で暮らし続ける」の罪を犯した障がい者を地域で支えるというところ。今月、大阪府下の市町村では「社会を明るくする運動」を各地の街頭で啓発活動をしております。法務局、保護司、各自治体の市長や町長が実行委員長になって、更生していく、地域で支えていくという趣旨のもと、今年で75年目になる。こういったものも地域の資源として、あまりにも皆さんご存じではないのかと推進させていただいていて、本当に力不足だと思っていますけど、やはり障がい者計画の中にもそういう視点も少し加えていただければありがたいなということでお願いをします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。

○委員

　今の関連で私からも２点お話をさせていただきたいと思います。

　「（３）地域で暮らし続ける」の２つ目の罪を犯した障がい者を地域で支える取組みの推進というところで、委員からお話がありましたが、大阪では2014年から大阪弁護士会と社会福祉士会と大阪府の地域生活定着支援センターが連携している大阪モデルというのが支援スキームとして構築されています。先月、大阪弁護士会と地域生活定着支援センターの共催で司法と福祉の専門職による意見交換会というのが開催されましたので、参加してきました。今年6月から施行された刑法の改正により、懲役刑から拘禁刑に変わったっていうことで、近畿矯正管区の職員さんからのご報告があり、最近障がいとか、高齢とかで特性を持たれている受刑者が増えているということで、今回の拘禁刑に変わったことで、作業療法士とか社会福祉士が、福祉的支援を受けられるようなスキルを持った方が支援に入られているっていうことで、大体8月ぐらいから実際に制度始まっていくでしょうというお話でした。

中度、軽度の知的障がい者や発達障がいを抱えてらっしゃる方がやはり感情のコントロールが難しかったりとか、意思表現がうまくできなくてトラブルとか犯罪に巻き込まれて、逮捕されたり、拘留されたりというケースがやはり市内でも少なくないっていう現状があります。こうした方々もやはり円滑な社会復帰というのを目指して、相談支援専門員とか刑事弁護を行っていただいている弁護士とか障がいの当事者の方、さまざまな立場の方々が意見交換会に参加され、すごく心強いなというふうに感じました。

市の地域福祉計画においても再犯防止推進計画が位置づけられました。今、委員の方からありました、社会を明るくする運動の強調月間なっておりまして地域の理解促進に取り組んでいるところです。障がいのある方々が安心して暮らせる場の整備ですとか、犯罪に巻き込まれることを未然防止っていうのが市町村にとっては重要な責務であるのではないかというふうに考えております。

2点目ですけれど、「（４）まちで快適に生活できる」というところで、委員の方からありました大規模災害を想定した避難所の機能確保の部分なのですけれども、現在、老朽化した公共施設の再配置ということを計画しておりまして、対象となっている建物に図書館、公民館に加えまして、福祉避難所に指定しております老人福祉センターと心身障がい者福祉センターなどが含まれております。これらの施設が建築からもう50年以上が経過しておりまして、大規模災害時の避難所機能そのものを果たせるのかどうなのか安全性とか機能面でやはり課題があるということで、建て替えをすることになっております。建て替え期間中の福祉避難所としての機能を他の施設へ一時的に移転しまして、既に災害協定を締結していただいている福祉施設にもご協力をお願いして、災害時に必要な支援体制をしていくという予定をしております。新しくできる施設につきましては、福祉避難所としての機能を備える予定をしておりまして、今後、受け入れ体制の整備を進めていくというところで、これから南海トラフとか大きな災害が増えている現状もございますのでその辺市町村でも対応していくように準備を進めているところでございます。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

事務局の方で、まず司法と福祉の関連であるとか、連携の辺りのところいかがですか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

現行計画においても司法と福祉の連携について記載はしておったところですが、現行の計画期間の中で、目立った具体的な取組みとして掲げるものはあまりなかったのですけれど、先ほどの委員から障がいや特性を持っておられる受刑者の方への支援としましては、近畿矯正管区と協定を締結させていただきまして、受刑者の方々に直接処遇される方への障がい理解の促進といったところへの協力を進めていこうとしているところです。次期計画におきましても、どのようなことが進めていけるかということは検討してまいりたいと思います。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

○委員

　地域やまちで暮らすというところで、当事者から実際に上がってくる意見をシェアさせていただきたいと思います。

地域もしくは社会へ出ていくために就労移行支援事業所Ｂ型に通われている方がおられます。その方々からいただいている意見ですけど、利用者同士、連絡先の交換はだめという事業所が散見されます。家族からすると、そこの日中活動の場に行きまして、もちろん仕事のスキルとか提供させていただくという説明はあるのですが、社会性を育むという観点で言います、やはり同じ場所にいる方とお友達になって、その中で人間関係ができて、社会性を育んでいくということがあってほしいなということを常々話しております。学校で例えるなら、学校は勉強する場所ではあるのですけども、社会に出ていくために社会性を育む場所でもあります。やっと日中活動は繋がったのですが、行っても支援の方とは繋がるのですけど、帰ってきたら家族もしくは一人暮らしというような形で、かえって負担を感じるようなケースが最近散見され、意見を耳にしております。

一方で、経営サイドを考えますと、当事者の方々が連絡先を交換すること対して、トラブルを未然に防ぐというそういう経営的な判断を出されるっていうのも、当たり前の判断ではないかなと思います。

何をお伝えしたかっていうと、共通場面の中でも人材の育成というのを声高らかにおっしゃっているのですけど、やはりそれをしていこうと思うと、それなりの予算をつけて、時間をかけて、人材を育てる必要がある。先ほど、委員がおっしゃられた、グループホームの稼働率が100％でないと経営が成り立たないことに関して、志とよっぽどの資産があればできると思うのですけど、経営という観点からいうと、とてもそこに足を踏み入れられない。やはり人を育てるには、相応の予算が必要なんじゃないかと感じております。

○黒田部会長

はいありがとうございました。

私が何かすぐ答えることはないのですが、全員にルールを一辺倒に与えて、皆がそれに従うというのは、やや乱暴なところもあるかなと思います。連絡を取るという話のあたりを大阪府がどこまできるかというと難しいところもあるかもしれないのですが、人材育成というようなところで、今後考えていけるのかなというのはちょっと思いました。

○委員

委員の話を聞いて現行計画を見てみたのですけども、「地域やまちで暮らす」というのは、住む、居住という意味なのか、それとも夜だけではなく、終日お昼も合わせて朝から夜まで全てのことなのかという捉え方で、もし居住ではなく、終日のことであるのならば、生活介護というのは、どこかに入らないとおかしいのではないかと思いました。

就労のところ見ても、やはり就労の訓練系のものしか載っていませんので、生活介護というのが地域で過ごすというすごく重要なサービスになります。そこが入っていたらごめんなさい。見つけることができませんでした。

もう一つは、委員がおっしゃった、放課後等デイサービスというのが、生活場面Ⅱ「学ぶ」の療育のところに入っているのですが、今、国もそれをどうしようか悩んでらっしゃると思うのですけども、保護者の就労をできる体制をとるためにも、放課後等デイサービスが非常に重要な役割を担っています。ましてや、子どもたちが療育のために行っているのではなく、過ごす力をつけるために行っているところもあるということ、暮らしの一部になっていますから、療育のところだけにポンと入れていいのかと感じます。

私が先ほど言いました、居宅介護はもちろん行動援護、重度訪問介護のヘルパーさんというのは非常に重要な役割を担っていて、特に強度行動障がいのある方が、入所施設でもなじまなかった場合、一人暮らしで重度訪問介護で24時間見守ると非常に落ち着かれるということがあるのです。この計画にヘルパーさんをどうするかっていうことをしっかり書いていただかないと、やっぱり施策に繋がっていかないっていうところがありますので、それが生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」に入ってもらえたらありがたいなという意見です。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

この計画自体が障がい福祉サービスの部分だけを説明するものではなくて、もっと幅広いものなので、どこまで一つひとつのサービスの重要性の課題について書くことができるかは、まだちょっとわかりませんけれども、事務局いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

お伺いしますと、どちらかというと、障がい福祉計画の方で検討することかと。

○委員

そうじゃない。全然違います。方向性です。先程言った、入所施設から地域に出すことばっかりやっていても、それだけ待機者は出る。その人たちをどうするのか。地域が熟さないといけない。地域の資源力が上がるというのは、安心して通える生活介護がある、家の生活を支えてくれるヘルパーさんがいる。それがだめなら、グループホームに入れるしかないのです。多様な暮らしというなら、家でも暮らせるようにしましょうよ。生活介護や居宅介護、重度訪問介護も含めて、多様な生活を支えることを検討しないといけないことを入れていただかないと、それは福祉サービスの見込みや実績を比較したいわけじゃないのです。どうすれば、ヘルパー不足が解消するか、どうしたら生活介護の質が上がるかとか、そういったことは障がい者計画の内容だと思います。

方向性として、そこに力を入れるということを記載してほしいということです。

○黒田部会長

おっしゃることはよくわかりますし、多分ここにいらっしゃる方は、皆さん、職員さんも含めて理解されているとは思います。どんなふうに表現していくかとかは、またちょっと検討できたらなというふうには思います。

○委員

参考資料5についてです。障がい種別のところで、身体障がい者の欄には聴覚障がい者が入っていると思いますけれども、心配なのは、聞こえる人の施設を利用している聴覚障がい者です。理由は、コミュニケーションがスムーズにできるかどうかです。過去に、旭区のサービス付き高齢者住宅で聞こえない高齢者が虐待を受けていたことが新聞に載りました。ホームヘルパーとその高齢者の間で意思疎通がスムーズにできなかったことが原因です。同じようなことが障がい福祉サービスの施設でも起こらないとは限りません。施設の職員が全員でなくても手話を学習してくれればと思います。

　コミュニケーションの壁というのは、聞こえない利用者だけでなく、施設職員にとっても大変なものです。お互いに言いたいことが通じないわけですから、スムーズな支援ができません。それが大きな課題だと思います。

　大阪には聴覚障がい者専門の施設がありますけれども、家から遠いなど家族が反対し、近所の聞こえる人の施設に入らざるを得ない状況が起きています。聞こえる家族の判断で仕方がないのかもしれませんが、聞こえない利用者がいる施設には情報保障の意識を高めていただきたいと思います。

併せて、聴覚障がい者でも刑務所に入る人がいます。服役中、聞こえる人は更生のための情報がもらえますが、聞こえない人に対しては刑務所内に手話通訳を派遣することがないので、更生プログラムの内容が伝わらず、釈放後にまた繰り返すことになります。更生施設へ聞こえない人への配慮を求めましたが、情報保障のための予算が取れませんでした。今後、検討すべき課題だと思います。

　２つ目が資料３の最後です。災害時の避難所の話ですが、災害が起きたときに一番後回しにされるのが聴覚障がい者です。災害時の情報保障や安心して避難所で生活できることが必要です。

手話言語条例を制定済みの自治体は、手話ができることがわかるようなゼッケンを作って、地域の手話サークルに配っているところもあります。しかし、災害時は、手話サークルの人たちも通訳者も被災者になりますので、聞こえない人に対して十分な支援ができるか疑問です。

ある市では、聞こえない人が福祉避難所の対象外となっています。理由として、その市町村では高齢者施設を運営している社会福祉法人に福祉避難所の機能を委託しており、その法人の施設を利用する高齢者が優先で、それ以外の人は施設に空きがあれば利用できることになっています。民間に委託するとそういう問題が起こります。だから福祉避難所は公的な施設で運営するべきと考えます。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

福祉施設での情報保障の課題、更生施設、福祉避難所等で通じて情報保障という観点かなというふうに思いますけれど、そのあたり事務局の何かコメントがありますか。

○事務局

まず一点目です。福祉避難所での取り扱いについてはかねてからお伺いをしていたところでして、関係部局にも伝えながら今後の対応は相談してまいりたいと思います。

刑務所の中での情報保障という部分なのですけれど、刑務所の中で行われるその支援の内容について、障がい者計画の中で位置づけることというのがどこまでできるかというのは非常に難しいところがあるのですけれども、先ほどお話が出てきております、司法と福祉の連携というところには繋がってくることだと思いますので、どのようなことができるかこれから検討していきたいと考えております。

○委員

司法に関しましては、刑務所の中まではそこまでは立ち入れないことかもしれませんが、釈放された後の支援のところでは、先ほど聞いた他委員からの意見がありましたので、その機会の情報保障のための予算をつけていただきたいと思います。

もう一つは、情報保障ということで、筆談や音声変換アプリになってしまうという雰囲気が最近広がっています。手話通訳者の養成に時間や費用がかかります。筆談は紙一つあればできます。アプリも無料です。そういう面でそちらの方が広がってしまう傾向にありますけれども、高齢の聴覚障がい者は文字よりも手話の方がわかりやすくなっています。必要です。手話が必要な人に手話による支援ということが手話施策推進法の理念でもあります。情報保障はそういったことも含めて考えていただきたいと思います。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

あらゆる場面での情報保障ということ、そのあらゆる場面が、これまで何となく想定されにくい刑務所であったり、出所後であったりとかそういうところもあらゆる場面の中に含まれているかというような形で変えていけばいいのかと思いましたけれど、ちょっと検討したいと思います。

○委員

１点だけ。「地域で暮らし続ける」ところ、あと共通場面の「地域の支援力の強化」のところと関連するのかと思いますが、やはりこの地域の理解といいますか、施設コンフリクトだとかそういうところもありますけれども、障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるっていうところで言いますと、さまざまな支援を地域に求めていくことも必要になってくるかなと思います。

同じ地域で暮らす仲間としてという部分で、社会福祉協議会としては福祉教育にずっと取り組んでおりまして、小学校などいろんなところに出前授業として、障がいの当事者の方と一緒に訪問して、お話するといったことをさせていただいています。一緒に場所や空間をともにしたり、障がいのある方がどんな暮らしをしたいのか、どんな思いで地域に暮らしているのか、そういうところに触れたり、そういう思いを実現するために自分たちにどんなことができるかみたいなことを考える機会を作ったりということが非常に大事かなというふうに思っております。そういう機会をどう作るかっていうことをどこかに書き込んでいただけたらありがたいなと思います。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。事務局の方でいかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。子どもの時から障がい理解の促進というところに繋がってくることだと思いますので、今まで以上に強調した書き方ができるかというところは検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

もうそろそろ終わりの時間が近づいているのですけれども、どうしても言っておきたいということがあればおっしゃっていただいて、またメールや後日の説明に伺うときにまたおっしゃっていただくということでも構いませんけれども、よろしいですか。

事務局の方で、今日いただいたご意見とか、この後メール等でいただくご意見も含めて、また検討させていただいて、次回以降にまた、どのように整理していったかというのを報告させていただくようにしたいと思います。

皆様にはたくさんのご意見いただきましてありがとうございました。ここでこれだけ議論ができて、いろんな課題が見えてくるっていうのはとてもいい会議だったというのは、思いました。引き続き、このような形で進めていきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

では、事務局の方、お願いします。

○事務局

障がい福祉企画課です。黒田部会長、委員の皆様ありがとうございました。

前段で委員からありました生活部面Ⅵをどこに持ってくるかっていう意見について事務局で整理したいと思うのですが、整理する中で、もしかしたら第1回部会で、2回目3回目4回目はこういう議題ですよって先にお示しさせていただいていた部分があるのですけれども、整理の中で、議題の順番を変えさせていただくことも含めて整理させていただけたらと思っています。

事前に連絡させていただいている第3回の部会につきましては、9月9日火曜日14時30分開始で302号室になりますけれども、予定では終わりが今日と同じく16時30分なのですけど、議題の順番を変える中で17時までと変更させていただく可能性も含めて、ご留意いただけましたら幸いです。

以上をもちまして本日の第2回部会について閉会したいと思います。本日はお忙しい中、たくさんご出席いただきまして、ご議論いただきまして、本当にありがとうございました。それでは閉会させていただきます。